

あがの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一三八
☎〇二五〇六二七一五八

NO 1641

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

申告書マイナンバー未記載でも受理

確定申告の手引に「申告書提出にマイナンバーが必要ですよ」と書かれており記載しなければならぬのかと商工新聞読者から相談がありました。

2017年9月27日に省庁交渉で国税庁は「マイナンバーが未記載でも税務署類などの收受は拒否しない。罰則もない」と回答しています。

マイナンバーを記載することで本人確認の提示又は写しの添付をしなければならぬとなります。



マイナンバーを記載しなければ本人確認の書類提示又は写しを添付する必要がなくなります。



青色申告について

● 平成30年から青色申告にする方は3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。

● 青色申告で専従者に給与を出すためには「青色専従者給与に関する届出書」を3月15日までに税務署に提出しなければなりません。
(その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2か月以内に税務署に提出)

● 青色申告では届出をすることで専従者給与を経費に算入することができますが、白色申告では専従者控除となり、次のいずれか低い法の額が控除となります。

① 「配偶者で86万円」(配偶者以外は50万円)

② (その年の事業所得+不動産所得+山林所得) / (専従者の数+1)

● 婦人部では、「白色申告で専従者給与が認められないのはおかしい」と毎年「所得税法第56条を廃止せよ」と運動しています。



国民健康保険税の納税証明書

確定申告がはじまりました。1月末頃に国保の納税証明書が送られてきたはずですが、紛失した方が数名おり市税務課で再発行をしてもらっています。阿賀野市は水色のハガキです。無くさないようにしましょう。

確定申告用紙用意しました

新発田税務署から申告書A・B・収支内訳書白色・青色(事業・農業・不動産)、分離課税申告書、住宅借入金控除申請書、譲渡等を取りよせました。

申告書が送られてこない、書き損じた、還付申告をしたい方、民商に申告書があります。ご利用下さい。

小作料収入がある方

市の不動産所得計算シートによると米で小作料としてもらった場合
コシヒカリ(60kgあたり)

- 1等米 14,000円
- 2等米 13,100円
- 3等米 10,800円



※平成30年1月現在



安田支部申告相談会

● 日時 3月3日(土)
午前9時~12時
● 会場 民商会館2階

水原支部申告相談会

● 日時 2月25日(日)
午前9時~午後3時
● 会場 民商会館2階

笹神支部・農民連

申告相談会日程

日時 3月4日(日)
午前9時~午後3時
会場 笹神体育館
ミーティングルーム

